



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第67号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正 (237) (審査指導室) 1

告 示

鳥取県告示第237号

鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱 (平成 7年12月26日決定) の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第 7 条 委員会の庶務は、 <u>総務部庶務集中局指導管理室</u> において処理する。	(庶務) 第 7 条 委員会の庶務は、 <u>出納局審査指導室</u> において処理する。

附 則

この改正は、平成18年 4月 1日から施行する。

